

鉄道助成業務に係る補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める規程

平成 22 年 11 月 18 日 機構規程第 38 号
 改正 平成 27 年 8 月 21 日 機構規程第 29 号
 改正 平成 28 年 7 月 12 日 機構規程第 16 号

第 1 条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「補助金等適正化法施行令」という。)第 9 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同令第 13 条第 4 号に規定する財産は、補助事業者等が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成 14 年法律第 180 号。以下「機構法」という。)第 13 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定に係る補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産のうち機械及び重要な器具で、取得又は効用の増加価格が一個又は一組 50 万円以上のものとする。

第 2 条 補助金等適正化法施行令第 9 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同令第 13 条第 5 号に規定する財産は、補助事業者等が機構法第 13 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定に係る補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産のうち別表の処分を制限する財産の名称等の欄に定める財産(補助金等適正化法施行令第 13 条第 1 号から第 4 号までに掲げる財産に該当するものを除く。)とする。

第 3 条 補助金等適正化法施行令第 9 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同令第 14 条第 1 項第 2 号に規定する期間は、別表のとおりとする。

別表

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等			処分制限 期間
	種類	構造又は用途	細目	
鉄道防災事業費補助	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用のもの及び下記以外のもの	50年
鉄道施設総合安全対策事業費補助			寄宿舍用のもの	47年
			病院用のもの	39年
幹線鉄道等活性化事業費補助		金属造のもの(骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに限る。)	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用又は荷扱所用のもの	38年
			工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	38年
都市鉄道利便増進事業費補助		金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートルを超え4ミリメートル以下のものに限る。)	事務所用のもの及び下記以外のもの	38年
地下高速鉄道整備事業費補助			寄宿舍用のもの	34年
	鉄道駅総合改善事業費補助	金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートルを超え4ミリメートル以下のものに限る。)	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用又は荷扱所用のもの	31年
病院用のもの			29年	
鉄道駅総合改善事業費補助	金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートルを超え4ミリメートル以下のものに限る。)	事務所用のもの及び下記以外のもの	30年	
		寄宿舍用のもの	27年	
鉄道駅総合改善事業費補助	金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートルを超え4ミリメートル以下のものに限る。)	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用又は荷扱所用のもの	25年	
		病院用のもの	24年	
鉄道駅総合改善事業費補助	金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートルを超え4ミリメートル以下のものに限る。)	事務所用のもの及び下記以外のもの	22年	
		寄宿舍用のもの	19年	

鉄道技術開発費補助金		以下のものに限る。)	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用又は荷扱所用のもの 病院用のもの	19年 17年
		木造又は合成樹脂造のもの	事務所用のもの及び下記以外のもの 寄宿舎用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用又は荷扱所用のもの 病院用のもの	24年 22年 17年 17年
建物附属設備	電気設備(照明設備を含む。)	蓄電池電源設備 その他のもの		6年 15年
	給排水又は衛生設備及びガス設備			15年
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備(冷凍機の出力が22キロワット以下のもの) その他のもの		13年 15年
	昇降機設備	エレベーター エスカレーター		17年 15年
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備			8年
	エヤーカーテン又はドア自動開閉設備			12年
	アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの その他のもの		15年 8年
	可動間仕切り	簡易なもの その他のもの		3年 15年
構築物	鉄道業用又は軌道業用のもの	軌条及びその附属品		20年
		まくら木		
		木製のもの		8年
		コンクリート製のもの		20年
		金属製のもの		20年
		分岐器		15年
		通信線、信号線及び電燈電力線		30年
		信号機		30年
		送配電線及びき電線		40年
		電車線及び第三軌条		20年
		帰線ボンド		5年
		電線支持物(電柱及び腕木を除く。)		30年
		木柱及び木塔(腕木を含む。)		
架空索道用のもの		15年		
その他のもの		25年		
前掲以外のもの				
線路設備				
軌道設備				
道床		60年		
その他のもの		16年		

		土工設備 橋りょう 鉄筋コンクリート造のもの 鉄骨造のもの その他のもの トンネル 鉄筋コンクリート造のもの れんが造のもの その他のもの その他のもの 停車場設備 電路設備 鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔 踏切保安又は自動列車停止設備 その他のもの その他のもの	57年 50年 40年 15年 60年 35年 30年 21年 32年 45年 12年 19年 40年
	放送用又は無線通信用のもの	鉄塔及び鉄柱 円筒空中線式のもの その他のもの 鉄筋コンクリート柱 木塔及び木柱 アンテナ 接地線及び放送用配線	30年 40年 42年 10年 10年 10年
	舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷のもの	15年 10年
車両及び運搬具	鉄道用又は軌道用車両(架空索道用搬器を含む。)	線路建設保守用工作車	10年
工具	測定工具及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む。)		5年
	治具及び取付工具		3年
	切削工具		2年
器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。)	ベッド	8年
		児童用机及びいす	5年
		その他の家具(事務机、事務いす、キャビネット、応接セット、陳列だな及び陳列ケースを除く。)	15年
		冷房用又は暖房用機器	6年
		食事又はちゅう房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの	2年 5年
事務機器及び通信機器	インターホーン及び放送用設備	6年	
時計、試験機器及び	試験又は測定機器	5年	

	測定機器		
機械及び装置	鉄道業用設備	自動改札装置 その他の設備	5年 12年
開発研究用資産	建物及び建物附属設備	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	5年
	構築物	風どう、試験水そう及び防壁 ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	5年 7年
	工具		4年
	器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	4年
	機械及び装置	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの その他のもの	7年 4年
	ソフトウェア		3年

附 則

この規程は、平成 22 年 11 月 18 日から施行し、平成 22 年度以降の補助金等に係る財産から適用する。

附 則（平成 27 年 8 月 21 日機構規程第 29 号）

この規定は、平成 27 年 8 月 26 日から施行する。

附 則（平成 28 年 7 月 12 日機構規程第 16 号）

- 1 この規定は、平成 28 年 7 月 12 日から施行し、平成 28 年度以降の補助金等に係る財産から適用する。
- 2 改正前の補助金等に係る財産の取扱いについては、なお従前の例による。